

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（第一中学校プール可動床昇降装置ポストカバー材他交換）	No.5200424
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和5年5月24日	
契約金額	5,305,300円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社石森製作所 (法人番号：8010801000958)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（第一中学校プール可動床昇降装置ポストカバー材他交換）
指名業者 （案）	名称 株式会社石森製作所 所在地 神奈川県川崎市川崎区港町2番18号 代表者 代表取締役 石森 丈雄
特命理由	<p>本件は、第一中学校のプール可動床の定期点検の結果、ポストカバーの一部であるカバー部材のゴムの劣化に伴う隙間が生じたことから、ポストカバーの交換を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、当該設備の製作及び保守点検を行っている業者であり、ポストカバー材等の部品についても上記業者の製品であるため、迅速かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>② 他社による可動床部品の交換を行った場合、故障等が発生した際の責任の所在が不明確になる恐れがあるが、上記業者であれば、一貫した対応が可能であり、安全性を確保できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）